公益財団法人　シップヘルスケア古川教育財団
2025 年度　奨学生募集要項

１．趣　旨

公益財団法人シップヘルスケア古川教育財団（以下「当財団」という）は、岡山県内の 4 年制大学に在籍する、人の生活の基盤を支えるエッセンシャルワーカー（保育、看護、介護、福祉）を目指す学生を対象として奨学援助等を行うことにより、社会の有用な人材を育成し、教育水準の向上及び人材の育成に寄与することを目的としています。

２．特　徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

⑴ 奨学金は給付とし、原則として返済の義務はありません

⑵ 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします

３．奨学生の応募資格

当財団の奨学生となる者は、以下の各号の全てに該当する者とします。

⑴ 岡山県内の 4 年制大学に在籍する 2 年生の者

⑵ 将来、人の生活の基盤を支えるエッセンシャルワーカー
（保育、看護、介護、福祉）関連の職業を目指す者

⑶ 学資の支弁が困難と認められる者

⑷ 所属大学からの推薦を受けることができる者

※ 他の奨学金制度を利用している、もしくは利用する予定の者であっても、応募資格を有するものとします

４．採用人数

計 15 名程度

５．奨学金の額と給付の方法

⑴ 給付金額・・・・・月額 6 万円

⑵ 給付の期間・・・・下記の通り
奨学生として採用した年の 4 月から正規の最短修業年限の終期まで
財団の選考によって支給期間を決定します。ただし、「６．奨学金の休止又は廃止事由」に該当した場合は、奨学金の支給は休止又は廃止とする）

⑶ 給付の方法・・・・奨学金は、3 カ月毎の一定日に交付するものとします

（本人名義の銀行等の預金口座に入金します）

６．奨学金の休止又は廃止事由

⑴ 休学、あるいは長期に欠席するとき
⑵ 留学したとき
⑶ 留年したとき　※
⑷ 退学したとき
⑸ 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき
⑹ 学業成績又は性行が不良となったとき
⑺ 奨学金を必要としなくなったとき
⑻ 上記の他、奨学生として適当でない事実があったとき

※ 留年したときに奨学金を休止しますが、留年後に進級したときは奨学金の給付を再開します。

７．手　続

⑴ 必要書類

① 願書
② 成績証明書(直近のもので結構です)
③ 推薦書（学長、学部長、指導員等）
④ 保護者の所得証明書（現時点で取得できる最新のもの）
⑤ 作文（800 字以内）： テーマ

「私が人々の生命を守り、よりよく生きることを支える「保育・看護・介護・福祉」の仕事を志した理由と、将来実現したいこと」

※ 作文の書式及び記載方法（入力・手書き）については任意といたします。
※ 思いの伝わる内容であること。

⑵ 提出方法

本人又は各大学から財団宛（下記「(4) 提出先」）に①～⑤の書類をそれぞれカラーで PDF にしてメールで提出してください。（郵送での応募は受け付けません。）
メールの件名は、「【大学名+氏名+奨学金書類提出】としてください。

⑶ 提出期限

2025 年 5 月 16 日（金）（必着）

⑷ 提出先・問い合わせ先

contact@furukawa-edfound.or.jp

８．奨学生の決定

⑴ 奨学生の決定は、当財団の選考委員会の選考を経て理事会が行い、その結果を各大学に通知します。なお、不採用の場合は、通知しませんのでご了承ください。

⑵ 提出いただいた書類を見せていただき、総合的に審査させていただきます。
なお、選考の経過及び結果の理由については公表いたしませんので、ご了承ください。

９．奨学生の義務

奨学生は、当財団が奨学生交流会を開催した場合には、可能な限り出席しなければなりません。また、複数年に渡って奨学金を受ける者は、進級が確認できる資料、その他財団が必要あると判断した書類を提出しなければなりません。

以上